

規制対象事項チェックリスト

113 伐木作業等

1. 伐倒の際に待避する場所をあらかじめ選定している。
2. かん木、枝条、つる、浮石倒で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除いている。
3. 伐倒しようとする立木の胸高直径が40センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口をつくっている。
4. 伐木の作業を行うときは、伐倒についてかけ声、笛等の合図を定め、伐倒作業に必要な資材の運搬、または整理に従事する労働者およびその作業に関する指示・連絡等に当たる労働者に周知させるとともに、立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、立木の伐倒の作業に従事する職員に、あらかじめ合図を行わせ、他の職員が避難したことを確認させた後でなければ伐倒させていない。